

タクシーご利用の皆様へ

## ータクシー運賃改定につきましてご理解のお願いー

一般社団法人千葉県タクシー協会

平素より、タクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、一般社団法人千葉県タクシー協会に加盟する千葉県内のタクシー事業者は、タクシー乗務員の労働条件の確保と労働条件の改善、並びにタクシー事業の収支の改善を図るため、令和8年3月16日から、下記のとおり運賃を改定させていただくこととなりました。

今後とも、地域の公共交通機関としてのタクシーの使命を果たすべく努力をするとともに、一層の「安全・安心」な輸送とサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますとともに、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

運賃地域がA地区・B地区から、千葉県全域の千葉地区となりました。

**A地区** (東葛・京葉・千葉・北総交通圏)

**千葉地区** (千葉県全域)

●距離制運賃 (普通車)

【現行】

初乗 1.155 km 500円  
加算 239mまでごとに100円

【改定後】

➔ 初乗 1.06 km 500円  
➔ 221mまでごとに100円

●時間距離併用運賃 (時速10km以下で走行した場合) (普通車)

【現行】

1分30秒までごとに100円

【改定後】

➔ 1分20秒までごとに100円

●迎車回送料金

1回につき定額料金を事業者ごとに設定 ➔ 現行に同じ

**B地区** (市原・南房・外房・山武東金・東総交通圏)

●距離制運賃 (普通車)

【現行】

初乗 1.155 km 500円  
加算 244mまでごとに100円

●時間距離併用運賃 (時速10km以下で走行した場合) (普通車)

【現行】

1分30秒までごとに100円

●迎車回送料金

1回につき定額料金を事業者ごとに設定